



株式会社 **セブン&アイ** HLDGS.

2026 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 スティーブン・ヘイズ・デイカス
(コード番号 3382 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 執行役員 最高財務責任者 高木 哲也
(TEL. 03-6238-3000)

**自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け並びに
第三者割当による第 23 回乃至第 27 回新株予約権の発行に関するお知らせ
(ファシリティ型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) による自己株式の取得)**

当社は、2026 年 7 月 31 日付の取締役会決議において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき自己株式の取得枠設定に係る事項について決定いたしました。具体的な取得方法について、ファシリティ型自己株式取得 (ASR) による方法 (詳細については後記「I. 自己株式の取得 4. ファシリティ型自己株式取得 (ASR) について」をご参照ください。) で行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

また、今般の自己株式の取得をファシリティ型自己株式取得 (ASR) による方法で行うことに伴い、当社は、同日付の取締役会決議において、SMB C 日興証券株式会社 (以下「SMB C 日興証券」という。) を割当予定先とした第三者割当による第 23 回乃至第 27 回新株予約権 (以下、個別に又は総称して「本新株予約権」という。) の発行について決定し、本日付で SMB C 日興証券との間で本新株予約権の割当て等に関する契約 (以下「本割当契約」という。) を締結しましたので、あわせてお知らせいたします。なお、SMB C 日興証券及び三菱 UF J モルガン・スタンレー証券株式会社は今般の自己株式の取得及び本日付「資本業務提携及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」で公表の資本業務提携及び第三者割当による自己株式処分に関して、当社の共同フィナンシャル・アドバイザーを務めており、当社は両アドバイザーより助言を受けております。

なお、上記の自己株式の取得枠設定に係る事項の決議の詳細については、本日付で公表の「自己株式の取得枠設定に関するお知らせ (会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)」をご参照ください。

I. 自己株式の取得

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、2025 年 3 月 6 日公表の『マネジメント施策に関するアップデート』において、計 2 兆円を自己株式取得に充当する方針を掲げており、2025 年度に実施した 6,000 億円に加え、2026 年度以降で合計 1.4 兆円の自己株式取得を実施し、2030 年度までに合計 2 兆円の自己株式を取得する方針を公表しています。

これらの方針の下、現在の財務状況や当社グループの成長のための投資余力等を総合的に勘案し、今回の自己株式取得を実施することといたしました。また、その方法として、相応の規模を有する自己株式の取得を即時に行うことが可能なファシリティ型自己株式取得 (ASR) による方法を採用することで、株主還元に対するコミットメントをより一層確固たるものとし、ひいては当社の更なる企業価値向上に資すると判断し、自己株式取得の実施を決議いたしました。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2. 取得の方法（本自己株式取得（ToSTNeT-3））

本日（2026年7月31日）の終値（最終特別気配を含みます。）2,109円で、2026年8月3日午前8時45分の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付の委託を行い、約4,000億円に相当する189,663,300株（以下「取得予定株式数」という。）の自己株式の取得（以下「本自己株式取得（ToSTNeT-3）」という。）を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

なお、本自己株式取得（ToSTNeT-3）においては、SMB C日興証券より、189,663,300株の売付注文がなされる予定ですが、本自己株式取得（ToSTNeT-3）を含めた本スキーム（以下に定義する。）における一連の取引を通じてSMB C日興証券から取得した株式に係る当社の1株当たりの実質的な取得価額が、本自己株式取得（ToSTNeT-3）後の一定期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）に基づく当社株式の平均価格相当（以下「平均VWAP」という。平均VWAPの詳細については後記「4. ファシリティ型自己株式取得（ASR）について」をご参照ください。）と等しくなるよう、当社とSMB C日興証券との間で本新株予約権の行使又は当社宛の当社株式の無償譲渡（以下「本無償譲渡」という。）を用いた調整取引（以下「本調整取引」という。）が行われる予定です。本調整取引の結果、最終的な自己株式の取得株式数が変動する可能性があります。本調整取引の詳細については後記「4. ファシリティ型自己株式取得（ASR）について」をご参照ください。

また、本自己株式取得（ToSTNeT-3）にあたり、SMB C日興証券は貸株市場及び当社株主からの借株を行います。同社は、当該借株の返却を目的として一定期間中、当社株式を株式市場内で取得（以下「本市場買付取引（ASR）」といい、本市場買付取引（ASR）を行う期間を「本市場買付期間（ASR）」という。）（注）する予定です。

（注）本市場買付取引（ASR）はSMB C日興証券の裁量により自らの判断と計算において行われるものであり、本市場買付期間（ASR）は2026年8月4日から、その最終日は遅くとも2027年6月30日までとなります。ただし、SMB C日興証券により、本新株予約権の権利行使期間（以下に定義する。詳細については後記「4. ファシリティ型自己株式取得（ASR）について <本調整取引の実施日（本新株予約権の権利行使期間）>」をご参照ください。）の延長が必要となる市場混乱事由発生日（当社株式に関する取引制限等が課される等、本割当契約に基づき一定の事由が発生したとSMB C日興証券が合理的に判断した取引日をいう。「取引日」とは東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）が発生した旨の申告が当社になされた場合、当該取引日の日数分に相当する取引日だけ、本市場買付期間（ASR）は延長される場合があります。

3. 取得に係る事項の内容（本自己株式取得（ToSTNeT-3））

（1）取得対象株式の種類	普通株式
（2）取得する株式の総数	189,663,300株 (発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合8.19%)
（3）株式の取得価額の総額	399,999,899,700円
（4）取得結果の公表	2026年8月3日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表します。

（注）1. 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

2. 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行います。

（ご参考）自己株式の取得枠設定に関する決議内容（2026年7月31日公表分）

（1）取得対象株式の種類	普通株式
（2）取得し得る株式の総数	210,000,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合9.07%)

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 株式の取得価額の総額	400,000,000,000 円 (上限)
(4) 取得の方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT3) による買付け
(5) 取得期間	2026 年 8 月 3 日

4. ファシリティ型自己株式取得 (ASR) について

当社は、今般実施する自己株式の取得について、SMB C 日興証券より提案のあったファシリティ型自己株式取得 (ASR) (本自己株式取得 (ToSTNeT3) 及び本調整取引の一連の取引を通じた自己株式の取得をあわせて、以下「本スキーム」と総称する。) の方法を併せて行うことが、以下に記載の理由により、相応の規模を有する自己株式の取得を即時に行いたいという当社のニーズを充足し得る最良の選択肢であると判断し、本自己株式取得 (ToSTNeT3) をファシリティ型自己株式取得 (ASR) により行うことといたしました。

市場買付による自己株式の取得方法のうち、通常の立会取引で自己株式を取得するスキームとしては、当社が個別に発注するもの、証券会社による一任勘定取引、信託会社の利用等、様々な手法が存在しますが、当社が今回企図している規模の自己株式の取得を行う場合、当社株式の市場における売買高を勘案すると、いずれの市場買付による手法も、自己株式の取得が終了するまでに一定の期間を要することになることが想定されます。また、ToSTNeT3 において買付の委託を行う場合には、上記の手法と異なり、取引自体は 1 日で終了するものの、株主の皆様による売付注文の数量次第では、当社が企図していた規模の自己株式の取得ができない可能性があります。

この点、本スキームを採用することで、新株予約権の発行に係る手続きを要するものの、一般の株主の皆様による売付注文が少ない場合であっても、SMB C 日興証券が自己の計算に基づき、本自己株式取得 (ToSTNeT3) に係る取得予定株式数の総数について売付注文を行う予定であることから、当社は取得予定株式数の総数について高い確度で自己株式の取得を行うことが可能になります。なお、現時点で SMB C 日興証券の売付注文は確定しておりませんが、SMB C 日興証券からは、貸株市場及び当社株主からの借株により、取得予定株式数の総数について売付注文を行うことが可能であると見込んでいる旨の確認を得ております。また、本自己株式取得 (ToSTNeT3) 後に行われる、SMB C 日興証券による本市場買付取引 (ASR) により、当社株式の需給の改善も期待できるものと考えております。

また、SMB C 日興証券による売付に関する情報が東京証券取引所のホームページ (<https://www.jpx.co.jp/markets/public/short-selling/index.html>) において公表されるとのことですので、あわせてご参照ください。

<本スキーム (ファシリティ型自己株式取得 (ASR)) の概要>

本スキームの概要は以下のとおりです。

- 当社は、2026 年 8 月 3 日に ToSTNeT3 による買付けにより、取得単価 (2,109 円) で、取得予定金額 (約 4,000 億円) に相当する取得予定株式数 (189,663,300 株) の本自己株式取得 (ToSTNeT3) を行います。本自己株式取得 (ToSTNeT3) に際して、SMB C 日興証券は貸株市場及び当社株主から借株をした上で本自己株式取得 (ToSTNeT3) に応じる形で取得予定株式数と同数の売付注文を行う予定です。したがって、本自己株式取得 (ToSTNeT3) に際して、一般の株主の皆様が売付注文をしない場合であっても、当社は本自己株式取得 (ToSTNeT3) において取得予定株式数分の自己株式は取得することができる見込みです。なお、ToSTNeT3 では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者である SMB C 日興証券の自己の計算に基づく売付注文より優先されますので、一般の株主の皆様からの売付注文がある場合には、SMB C 日興証券による売付注文に対する約定は、その分を除いた株式数についてのみなされます。そのため、一般の株主の皆様から取得予定株式数に達する数の売付注文があった場合には、SMB C 日興証券からの売付けによる本自己株式取得 (ToSTNeT3) は行われなくなり、本調整取引は行われません。
- SMB C 日興証券は、本自己株式取得 (ToSTNeT3) 後に、借り入れた当社株式のうち本自己株式取得 (ToSTNeT3) において実際に当社に対して売却した数量の当社株式 (以下、かかる株式の数量を「全

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT3) による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

売却株式数（日興）」という。）の返却を目的として、SMB C日興証券の裁量により自らの判断と計算において当社株式を株式市場内で取得する予定です（本市場買付取引（ASR））。

- 本スキームにおいては、当社が本自己株式取得（ToSTNeT-3）を通じてSMB C日興証券から取得した株式に関して、当社の1株当たりの実質的な取得単価が各調整期間（以下に定義する。）の平均VWAPと等しくなるように設計されています。具体的には、本割当契約に基づき、平均VWAPの推移の状況に応じて本調整取引が行われます。
- 本市場買付取引（ASR）は、本市場買付期間（ASR）を5つに分割した期間（以下「調整期間」という。）において、本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得予定株式数を5つに分割した株式数（以下「売却株式数（日興）」又は「調整期間対象取引株式数」という。）を対象に行われます。各調整期間に応じた本市場買付取引（ASR）を踏まえ行われる本調整取引の内容は、具体的には以下のとおりであります。なお、平均VWAPについても各調整期間においてそれぞれ異なるものが適用されますが詳細につきましては後記「＜調整期間及び調整期間対象取引株式数並びに平均VWAP等＞」のとおりです。

① 平均VWAPが本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価よりも高い場合（本新株予約権の権利行使による本調整取引）

- この場合、SMB C日興証券が、本市場買付取引（ASR）において平均VWAPで株式を取得すると仮定すると、SMB C日興証券が本自己株式取得（ToSTNeT-3）において当社から受領した金額（以下「全受領金額（日興）」といい、そのうち各調整期間に応じた売却株式数（日興）に対応する金額を「受領金額（日興）」という。）を使っても、SMB C日興証券が借り入れた株式の返却に十分な数量の株式を買い付けることができません（かかる仮定の下で各調整期間に買い付けることができる株式数を、以下「取得可能株式数（平均VWAP）」という。）。そのため、SMB C日興証券は、本新株予約権を行使することにより、不足する株式数に相当する株式を取得します。なお、各本新株予約権の行使時の出資金額は1円であり、その行使によりSMB C日興証券に交付される株式数は、以下の算式によって算定されます。

本新株予約権の交付株式数 = 売却株式数（日興）－取得可能株式数（平均VWAP）

（取得可能株式数（平均VWAP） = 受領金額（日興）÷平均VWAP）

※ 上記交付株式数は行使価額1円に対する交付株式数です。

② 平均VWAPが本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価よりも低い場合（本無償譲渡による本調整取引）

- この場合、SMB C日興証券が、本市場買付取引（ASR）において平均VWAPで株式を取得すると仮定すると、SMB C日興証券は受領金額（日興）を用いて本自己株式取得（ToSTNeT-3）において当社に売却した当社株式数（売却株式数（日興））を超過した数量を買い付けることができます（かかる仮定の下でSMB C日興証券が受領金額（日興）を用いて各調整期間に買い付けることができる株式数を、以下「買付株式数（平均VWAP）」という。）。そのため、SMB C日興証券は、本新株予約権の不行使通知（以下に定義する。）を行い、当該超過分に相当する当社株式を当社に対して無償で譲渡（本無償譲渡）します。なお、1回の本無償譲渡により当社に譲渡される当社株式数は、以下の算式によって算定されます。

無償譲渡される当社株式数 = 買付株式数（平均VWAP）－売却株式数（日興）

（買付株式数（平均VWAP） = 受領金額（日興）÷平均VWAP）

- なお、本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知（以下「不行使通知」という。）した場合、当該通知が行われた日以降、当該本新株予約権を行使することはできません。
- 上記のとおり、本新株予約権の行使による本調整取引が行われた場合、当社が取得することとなる実質的な自己株式の取得株式数は、当社がToSTNeT-3取引により買い付けた株式数から、本新株予約権の権利行使による交付株式数を控除した株式数となります。反対に、本無償譲渡による本調整取引が行われた場合には、実質的な自己株式の取得株式数は本無償譲渡に基づき取得する株式数分、増加します。結果として、本調整取引により当社が取得予定株式数における取得予定金額を使用して平均VWAPで株式

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

を買い付けた場合と同じ結果となります。なお、本調整取引は、各調整期間対象取引株式数を対象に複数回（計5回）行われるため、本スキームを通じて最終的に取得することとなる実質的な株式数は、それぞれの本調整取引の結果次第で増減します。また、本自己株式取得（ToSTNeT-3）において一般の株主の皆様から売付注文があった場合、本調整取引の対象となる自己株式取得の株式数は減少します。

なお、当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等においては、上記の平均 VWAP 及び本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価の関係性に関わらず本新株予約権が行使される場合があり、その場合には本新株予約権の発行要項に基づき、当該公開買付けの開始又は公表までの一定期間の VWAP の平均値を基に事後調整取引を実施した上で、当該公開買付けの開始又は公表から権利行使期間（以下に定義する。）の末日までの取引日数を考慮した、借株の返却を目的とした本市場買付取引（ASR）未実施相当分について精算するため、本新株予約権の行使価額及び交付株式数が調整されることとされています（当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等において当該行使価額及び交付株式数の調整が適用される本新株予約権の行使を、以下「本新株予約権の公開買付発生時行使」という。）。また、当該交付株式数が0株である場合においては、SMB C日興証券は、本新株予約権の発行要項に基づき算定される数の当社株式を、当社に対して無償で譲渡します。

<調整期間及び調整期間対象取引株式数並びに平均 VWAP 等>

調整期間、調整期間対象取引株式数（上限）、本調整取引時に行使対象となる本新株予約権の回数はそれぞれ以下のとおりです。また、各調整期間に応じた本調整取引において適用される平均 VWAP は、各調整期間の初日から行使対象となる各本新株予約権の権利行使日（本新株予約権が行使されない場合は、本新株予約権の不行使通知の実行日）の前取引日までの VWAP の単純算術平均値に、それぞれ以下の平均 VWAP 算出時適用料率を乗じた価格（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）となります（ただし、平均 VWAP の算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間、本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日は平均 VWAP 算定期間に含めません。）。なお、各調整期間の実際の調整期間対象取引株式数は、全売却株式数（日興）を5で除した株式数（ただし、調整期間②乃至⑤に対応する株式数は100株未満を切り捨てるものとし、当該切捨て分は調整期間①に対応する株式数に加算するものとする。）となります。

調整期間	調整期間対象 取引株式数 (売却株式数(日興))	行使対象の 本新株予約 権(回数)	平均 VWAP 算出時 適用料率
① 2026年8月4日～2026年11月18日	37,932,900株(上限)	第23回	100.55%
② 2026年10月1日～2027年1月15日	37,932,600株(上限)	第24回	100.90%
③ 2026年11月19日～2027年3月12日	37,932,600株(上限)	第25回	100.92%
④ 2027年1月18日～2027年5月6日	37,932,600株(上限)	第26回	101.18%
⑤ 2027年3月15日～2027年6月30日	37,932,600株(上限)	第27回	101.75%

<本調整取引の実施日（本新株予約権の権利行使期間）>

上記の本調整取引（本新株予約権の行使又は本無償譲渡）は、原則として本割当契約で定められる以下の本新株予約権の権利行使期間（以下「権利行使期間」という。）中に行われる予定です。ただし、権利行使期間は、SMB C日興証券により、本新株予約権の権利行使期間の延長が必要となる市場混乱事由発生日が発生した旨の申告が当社になされた場合、最長で各本新株予約権の発行要項に定める行使可能期間（以下「行使可能期間」という。）の最終日（各権利行使期間の最終日の8取引日後の日）を限度として当該日数に相当する取引日だけ延長される他、本新株予約権の公開買付発生時行使が行われる場合においては権利行使期間に関わらず行使可能期間の初日以降に行使される場合があります。最終的な本調整取引の結果については、別途開示をする予定ですが、その結果次第では、最終的な自己株式の取得総額又は取得株式数が変動する可能性があります。

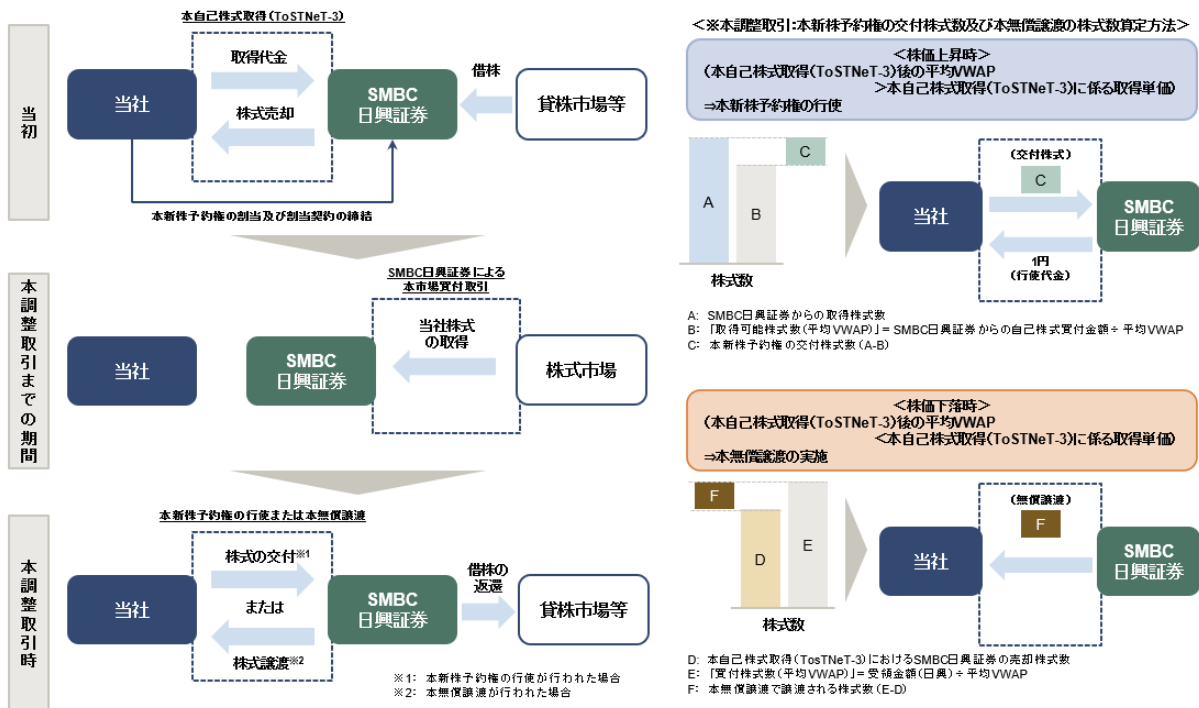
ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

なお、万が一、平均 VWAP が本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価と同額であった場合は、SMBC日興証券は不行使通知を行い、また、本無償譲渡も行われません。

調整期間①に対応する権利行使期間：2026年10月2日～2026年11月19日
 調整期間②に対応する権利行使期間：2026年11月20日～2027年1月18日
 調整期間③に対応する権利行使期間：2027年1月19日～2027年3月15日
 調整期間④に対応する権利行使期間：2027年3月16日～2027年5月7日
 調整期間⑤に対応する権利行使期間：2027年5月10日～2027年7月1日

なお、調整期間の分割によって、SMBC日興証券による本市場買付取引（ASR）による当社株式の需給の改善効果の平準化が期待できる他、調整期間の分割に応じた複数の調整取引機会により、当社の株価動向が軟調な調整期間においてはその調整取引が（本新株予約権の行使によるものではなく）無償譲渡により行われ、結果として当社株式の希薄化の低減が図られる可能性等のメリットが考えられ、既存株主の利益にも資するものと考えております。

<本スキームの概略>



(注) 上図は本スキームの概観を示したものであり、実際に本調整取引は各権利行使期間において各調整期間対象取引株式数を対象に複数回行われるため、本スキームを通じて最終的に取得することとなる実質的な株式数は、それぞれの本調整取引の結果次第で都度増減します。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

II. 第三者割当による本新株予約権の発行

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026 年 8 月 17 日
(2) 新株予約権の総数	5 個（各調整期間につき 1 回号 1 個とする。）
(3) 発 行 価 額	0 円（各本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	第 23 回新株予約権：37,932,800 株 第 24 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権：各 37,932,500 株 (計 151,730,000 株) ※ 上記株式数は上限を示したものであり、本自己株式取得（ToSTNeT-3）において一般の株主の皆様からの売付注文がなく、かつ取得可能株式数（平均 VWAP）がそれぞれ 100 株となった場合を前提とした株式数であり、各売却株式数（日興）より 100 株を控除した株式数です。 ※ 実際の各交付株式数については、各本新株予約権の権利行使時に下記（7）に記載の方法により算出されます。
(5) 調 達 資 金 の 額	0 円 ※ 原則、各本新株予約権の発行価額及び各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は 1 円ですが、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を控除し、0 円となります。ただし、当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合においては、各本新株予約権の発行要項に定める算式に基づいて算出される金額が加算されます。
(6) 行 使 価 額	1 円（各本新株予約権の行使価額） ただし、当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合においては、各本新株予約権の発行要項に定める算式に基づいて算出される金額が加算されます。
(7) 行使時の交付株式数の算定方法	各本新株予約権の行使時の実際の各交付株式数は、各本新株予約権の権利行使日に、原則として以下の算式に基づき算出されます。 交付株式数 = ①売却株式数（日興）－②取得可能株式数（平均 VWAP） ①「売却株式数（日興）」は、全売却株式数（日興）を 5 で除した株式数（ただし、第 24 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権に対応するものは 100 株未満を切り捨てるものとし、当該切捨て分は第 23 回新株予約権の売却株式数（日興）に加算する。）であり、それぞれの上限は前記の調整期間対象取引株式数と同数です。 ②「取得可能株式数（平均 VWAP）」は、以下の計算式に従って算出される株式数（計算の結果生じる 100 株未満の端数は切り上げます。）となります。 $\text{取得可能株式数（平均 VWAP）} = \frac{\text{（ア）受領金額（日興）}}{\text{（イ）平均 VWAP}}$ （ア）「受領金額（日興）」は、2026 年 7 月 31 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に各売却株式数（日興）を乗じた金額です。 （イ）「平均 VWAP」は、各本新株予約権に対応する各調整期間の初日から各本新株予約権の権利行使日の直前取引日（同日を含む。）までの期間（以下「平均 VWAP 算定期間」という。）中の東京証券取引所における、当社普通株式の普通取引の終日の VWAP の単純算術平均

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	値に各本新株予約権毎に定められた以下料率をそれぞれ乗じた価格（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）となります。ただし、平均 VWAP の算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間、各本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日は平均 VWAP 算定期間に含めません。 ・第23回新株予約権：100.55% ・第24回新株予約権：100.90% ・第25回新株予約権：100.92% ・第26回新株予約権：101.18% ・第27回新株予約権：101.75% なお、当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合においては、各交付株式数は、各本新株予約権の発行要項に定める算式に基づき算出されます。
(8) 募集又は割当方法 (割当予定先)	SMB C 日興証券に対する第三者割当方式
(9) その他	各本新株予約権の権利行使可能期間は、原則として本割当契約で定める日から各調整期間最終日の翌取引日までの期間となります。 なお、当社は本日付で SMB C 日興証券との間で本割当契約を締結しております。本割当契約には、本無償譲渡を含む本調整取引に係る規定の他、SMB C 日興証券は当社の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨、不行使通知が行われた場合、当該不行使通知が行われた日以降、各本新株予約権を行使することができない旨等が規定されております。本割当契約の概要については下記「2. 本新株予約権の発行の目的及び理由」をご参照ください。

2. 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社は、上記「I. 自己株式の取得 1. 自己株式の取得を行う理由」に記載のとおり、株主還元の拡充を図ることを目的とした自己株式の取得を行うにあたり、株主還元策として相応の規模を有する自己株式の取得を即時に行うことが可能となるものと判断し、ファシリティ型自己株式取得（ASR）（本スキーム）により自己株式の取得を行うことを決定しました。本スキームにおいては、本自己株式取得（ToSTNeT³）における取得数量の全部又は一部について、当社の1株当たりの実質的な取得価額が本自己株式取得（ToSTNeT³）後の平均 VWAP 相当になるよう本調整取引が行われますが、本調整取引においては本新株予約権が用いられるか、本無償譲渡が行われることとなります。そのため、当社は上記の決定とあわせて、本新株予約権を SMB C 日興証券への第三者割当による方法で発行することを決定いたしました。

<本割当契約について>

当社は本日付で SMB C 日興証券との間で本割当契約を締結しております。本割当契約において、SMB C 日興証券は、上記のとおり本自己株式取得（ToSTNeT³）に係る取得単価と平均 VWAP を比較した上で、本新株予約権を行使するか、本無償譲渡を実施することが義務付けられています（ただし、万が一、平均 VWAP が本自己株式取得（ToSTNeT³）に係る取得単価と同額であった場合は、SMB C 日興証券は不行使通知を行い、また、本無償譲渡も実施されません。）。また、SMB C 日興証券は不行使通知をした場合、当該不行使通知が行われた日以降、当該本新株予約権を行使することはできないこととされています。なお、SMB C 日興証券による本市場買付取引（ASR）については、実施するか否か、買付けの時期・価格を含め、SMB C 日興証券の裁量により行われます。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT³）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

<本新株予約権の特徴>

本新株予約権の特徴については以下のとおりです。

- 本割当契約の定めに基づき、平均 VWAP が本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価よりも高い場合はSMB C日興証券により本新株予約権が行使され、権利行使に際して出資される財産の価額（1 円）と引き換えに、SMB C日興証券に対して当社普通株式が交付されます。
- 本新株予約権の行使に係る交付株式数は平均 VWAP に応じて異なり、本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価と比較して平均 VWAP が高いほど、交付株式数が増加する仕組みとなっております。なお、実際の交付株式数は、本新株予約権の権利行使日に確定します。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

本新株予約権については、平均 VWAP 次第で本新株予約権が行使されることとなります。本新株予約権に係る調達する資金の額は、それぞれ以下のとおりです。

①	払 込 金 額 の 総 額	5 円
②	発 行 諸 費 用 の 概 算 額	9,000,000 円
③	差 引 手 取 概 算 額	0 円

（注）1. 払込金額の総額は各本新株予約権の発行価額及び各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額です。当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には、払込金額の総額は増額される可能性があります、原則的な場合を記載しております。

2. 発行諸費用の概算額は、本新株予約権に係る弁護士費用、価額算定費用等の合計額であり、消費税等は含まれておりません。

（2）調達する資金の具体的な使途

該当事項はありません。

上記のとおり、本新株予約権が行使された場合の差引手取概算額は原則 0 円（ただし、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には、払込金額の総額は別途調整されることとなります。）であります。本新株予約権は、本自己株式取得（ToSTNeT-3）における SMB C 日興証券からの取得分についての当社の 1 株当たりの実質的な自己株式取得価額を、本自己株式取得（ToSTNeT-3）後の一定期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日の VWAP に基づく当社株式の平均価格相当と等しくするための本調整取引の実施を目的に発行されるものであり、資金調達を目的とするものではありません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権は、上記のとおり本調整取引の実施を目的に発行されるものであり、資金調達を目的とするものではありません。

5. 本新株予約権の発行条件等が合理的であると判断した根拠

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権はいずれもファシリティ型自己株式取得（ASR）における本調整取引のために発行されるものですが、当社は、本新株予約権の発行要項並びに SMB C 日興証券との間で締結した本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号、代表取締役：山本 顕三）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の権利行使が行われない場合には、SMB C 日興証券から当社株式が無償で譲渡される等の割当契約に記載の条件も考慮しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しました。当社は、SMB C 日興証券が取得する本スキームにおける地位は単に将来の一定の時点ま

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

での株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動し得る以上、積極的な価値を持たず、本新株予約権の発行要項、無償取得に係る条項等本割当契約に定められた諸条件を一体として評価すればいずれも価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、本新株予約権の内容を勘案の上、無償での本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととしました。

また、当社監査役 5 名（うち社外監査役 3 名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件は、いずれも S M B C 日興証券に特に有利な条件に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平均 VWAP が本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価よりも高い場合に行使されることとなる本新株予約権の交付株式数の上限は、189,662,800 株であります（当社の発行済株式総数 2,604,555,849 株（2026 年 2 月 28 日現在）に対して 7.28%、総議決権数 23,139,195 個（2026 年 2 月 28 日現在）に対して 8.20%の希薄化率）。ただし、本新株予約権の権利行使（本調整取引）は、本自己株式取得（ToSTNeT-3）における取得分について、当社の 1 株当たりの実質的な取得価額が平均 VWAP 相当になるように行われるものであり、また、本新株予約権の実際の交付株式数は、本新株予約権の権利行使日に、売却株式数（日興）から取得可能株式数（平均 VWAP）を控除して算出される数となる（上記の希薄化率はあくまで交付株式数の上限に基づいている）ことから、本自己株式取得（ToSTNeT-3）及び本調整取引全体で考えた場合には本自己株式取得（ToSTNeT-3）以前対比で希薄化を生じさせるものではなく、その規模は合理的であると判断しております。

なお、本新株予約権については原則として平均 VWAP が本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価よりも高い場合にのみ行使されるものであり、低い場合には本新株予約権は行使されないため、希薄化を生じさせるものではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

（１）	名 称	S M B C 日興証券株式会社
（２）	所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
（３）	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	取締役社長 吉岡 秀二
（４）	事 業 内 容	金融商品取引業等
（５）	資 本 金	1,350 億円（2026 年 3 月 31 日現在）
（６）	設 立 年 月 日	2009 年 6 月 15 日
（７）	発 行 済 株 式 数	200,002 株（2026 年 3 月 31 日現在）
（８）	決 算 期	3 月 31 日
（９）	従 業 員 数	8,776 人（2026 年 3 月 31 日現在）
（10）	主 要 取 引 先	投資家及び発行体
（11）	主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行
（12）	大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%
（13）	当事会社間の関係	

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

資 本 関 係	当該会社が当社の株式 38,247,152 株（2026 年 2 月 28 日現在。2026 年 2 月 28 日現在の当社の普通株式に係る総議決権数 1.65％）を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除きます。）

決 算 期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
連 結 純 資 産	1,235,676	1,228,929	1,279,951
連 結 総 資 産	19,832,076	21,042,958	21,719,424
1 株当たり連結純資産（円）	6,178,070	6,144,585	6,399,692
連 結 営 業 収 益	419,113	506,885	566,414
連 結 営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 （ △ ）	27,489	51,146	80,725
連 結 経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 （ △ ）	31,941	57,060	83,846
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失（△）	16,238	67,523	94,367
1 株当たり連結当期純利益又は 当 期 純 損 失 （ △ ） （ 円 ）	81,189	337,614	471,830
1 株 当 た り 配 当 金 （ 円 ）	—	73,799	185,698

（注）SMB C 日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

SMB C 日興証券は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しております。また、SMB C 日興証券は東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、今般の自己株式の取得を検討するにあたり、SMB C 日興証券より提案を受けたファシリティ型自己株式取得（ASR）を採用することにより、市場株価の動向を適切に反映した形で株主還元策として相応の規模を有する自己株式の取得を即時に行うことが可能となるものと判断し、自己株式の取得を本スキームにより行うこととしました。本スキームにおいては上記のとおり、本自己株式取得（ToSTNeT-3）における取得分について、当社の 1 株当たりの実質的な取得価額が平均 VWAP 相当になるよう、本調整取引が行われます。当社は、株主還元の拡充を図ることを目的とした今般の自己株式の取得を、本調整取引を含めたファシリティ型自己株式取得（ASR）の方法により遂行するため、本新株予約権を SMB C 日興証券へ割り当てることを決

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるSMB C日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

本割当契約において、SMB C日興証券は当社の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨等が定められております。

また、SMB C日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社株式について長期保有する意思を有しておらず、SMB C日興証券が借り入れた株式の返却に充当する等により処分していく方針であることを確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるSMB C日興証券からは、本新株予約権の発行価額（払込金額）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の2026年3月期決算短信（連結）に記載されている2026年3月31日現在の連結貸借対照表及び個別財務諸表等から十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、また、本自己株式取得（ToSTNeT-3）においてSMB C日興証券が、SMB C日興証券が借り入れた株式を自己の計算に基づき売却し、その対価を受領することからも、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

SMB C日興証券は、本自己株式取得（ToSTNeT-3）に応じる目的で、当社役員及び役員関係者との間において株券貸借取引契約の締結を行う予定はございません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年2月28日現在）	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17.08%
伊藤興業株式会社	9.16%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6.15%
日本生命保険相互会社（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	2.29%
三井物産株式会社（常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	2.10%
JP MORGAN CHASE BANK 385864（常任代理人 株式会社みずほ銀行）	2.07%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001（常任代理人 株式会社みずほ銀行）	2.03%
SMB C日興証券株式会社	1.65%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1.46%
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	1.43%

(注) 1. 自己株式を控除し、小数点以下第3位を四捨五入して計算しております。

2. 今回の本新株予約権の募集分については、割当予定先であるSMB C日興証券は権利行使後の株式保有について長期保有を約しておらず、SMB C日興証券が借り入れた株式の返却に充当する等により処分していく方針であるため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

3. 本日付の当社取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しておりますが、上表には当該第三者割当は含めておりません。詳細については本日付で公表の「資本業務提携及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

8. 今後の見通し

ファシリティ型自己株式取得（ASR）による業績予想への影響は軽微ですが、本日付「資本業務提携及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」で公表の資本業務提携及び第三者割当による自己株式処分の実施に伴う現時点での 2027 年 2 月期の業績への具体的な影響額は未定です。今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権のうち希薄化の影響が大きい本新株予約権が権利行使され、理論上考え得る最大数の株式が交付された場合においても、①その希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）（単位：百万円。特記しているものを除きます。）

	2024 年 2 月期	2025 年 2 月期	2026 年 2 月期
営 業 収 益	11,471,753	11,972,762	10,430,269
営 業 利 益	534,248	420,991	422,993
経 常 利 益	507,086	374,586	377,411
親会社株主に帰属する当期純利益	224,623	173,068	292,760
1 株当たり当期純利益（円）	84.88	66.62	118.81
1 株当たり配当額（円）	113.00	40.00	50.00
1 株当たり純資産額（円）	1,416.94	1,555.39	1,566.06

(注) 当社は、2024 年 3 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 3 株の割合をもって株式分割を実施しております。「1 株当たり当期純利益」及び「1 株当たり純資産額」は、2024 年 2 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して記載し、2024 年 2 月期の「1 株当たり配当額」については、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026 年 2 月 28 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	2,604,555,849 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2024 年 2 月期	2025 年 2 月期	2026 年 2 月期
始 値	2,016.7 円 (6,050.0 円)	2,180.0 円	2,176.5 円
高 値	2,244.5 円 (6,733.5 円)	2,703.0 円	2,417.0 円

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

安 値	1,720.7 円 (5,162.0 円)	1,600.0 円	1,826.0 円
終 値	2,230.0 円 (6,690.0 円)	2,144.0 円	2,195.5 円

(注) 当社は、2024 年 3 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 3 株の割合をもって株式分割を実施しております。上記表における 2024 年 2 月期の株価は、当該株式分割後の株価を記載しており、() 内に当該株式分割前の株価を記載しています。

② 最近 6 ヶ月の状況

	2026 年 2 月	2026 年 3 月	2026 年 4 月	2026 年 5 月	2026 年 6 月	2026 年 7 月
始 値	2,256.0 円	2,190.0 円	2,140.5 円	1,851.0 円	1,869.0 円	1,946.0 円
高 値	2,417.0 円	2,190.0 円	2,262.0 円	1,995.5 円	1,976.0 円	2,266.5 円
安 値	2,167.5 円	1,981.0 円	1,848.0 円	1,811.5 円	1,811.0 円	1,920.0 円
終 値	2,195.5 円	2,123.5 円	1,871.0 円	1,859.5 円	1,957.0 円	2,233.0 円

(注) 2026 年 7 月の株価については、2026 年 7 月 30 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026 年 7 月 30 日
始 値	2,240.0 円
高 値	2,262.5 円
安 値	2,178.0 円
終 値	2,233.0 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
第 23 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

株式会社セブン&アイ・ホールディングス第 23 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

3. 申込期間

2026 年 8 月 17 日

4. 割当日

2026 年 8 月 17 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を、SMB C 日興証券株式会社（以下「割当先」という。）に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数（以下「交付株式数」という。）は、本項第(2)号に定める場合を除き、以下の算式によって計算される株式数（計算結果が負の値となる場合には 0 株とする。）とする。ただし、本新株予約権の目的である普通株式の総数は、本項第(3)号及び第(4)号に基づき調整されるものとする。

$$\text{交付株式数} = \text{売却株式数(日興)} - \text{取得可能株式数(平均VWAP)}$$

上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「売却株式数(日興)」とは、当社が 2026 年 8 月 3 日に実施する株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による当社普通株式の買付け（以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」という。）に際して、割当先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の数（以下「全売却株式数(日興)」という。）より、全売却株式数(日興)を 5 で除した株式数（ただし 100 株未満は切捨てる。）に 4 を乗じた株式数を控除した株式数とする。

「取得可能株式数(平均VWAP)」とは、受領金額(日興)（以下に定義する。）を平均VWAP（以下に定義する。）で除した株式数をいい、計算の結果生じる 100 株未満の端数はこれを切り上げるものとする。

「受領金額(日興)」とは、2026 年 7 月 31 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に売却株式数(日興)を乗じた金額とする。

「平均VWAP」とは、2026 年 8 月 4 日（同日を含む。）から第 13 項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」という。）の直前取引日（同日を含む。）までの期間（以下「平均VWAP算定期間」という。）における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の単純算術平均値に 100.55%を乗じた価格（円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入する。）をいう。ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日（以下に定義する。）は平均VWAP算定期間に含めないものとする。

「除外市場混乱事由発生日」とは、当社普通株式に関する取引制限（制限値幅による取引制限及びシステム障害等による取引制限を含むが、これらに限られない。）等が発生したために当該日におけるVWAPを平均VWAP又は平均VWAP(TOB時)（次号に定義する。）の算出の基礎とすべきでないと割当先から申告がなされた日をいう。

- (2) 前号の規定にかかわらず、当社普通株式に対する公開買付けの開始若しくは開始予定に係る公表がなされるか（以下、かかる公表が初めてなされた日を、「本公開買付実施公表日」という。）、又は当社普通株式に対する公開買付けに係る公開買付届出書が提出された（以下、かかる提出がなされた日を、「本公開買付届出書提出日」という。）場合であつて、本新株予約権の行使請求日が本公開買付実施公表日から 4 取引日後以内の

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

日又は本公開買付届出書提出日から4取引日後以内の日（ただし、当該4取引日のカウントに際して、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの各取引日は含めない。以下同じ。）である場合、本新株予約権に係る交付株式数は、下記①及び②に記載される算式によってそれぞれ計算される数値の合計値とする（なお、下記①及び②に記載される算式のそれぞれにおいて、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。）。

① {売却株式数(日興)－(受領金額(日興)÷平均VWAP(TOB時))}×TOB時経過期間割合（計算結果が負の値となる場合には0株とする。）

② 売却株式数(日興)×TOB時残存期間割合

上記各算式において用いられた用語は、前号に定めるもののほか、それぞれ以下に定める意味を有する。

「平均VWAP(TOB時)」とは、2026年8月4日（同日を含む。）から、本公開買付実施公表日又は本公開買付届出書提出日（ただし、いずれについても、本項が適用される本新株予約権の行使請求日に先立つ4取引日前の日から当該行使請求日までの間に到来した日であることを要し、本公開買付実施公表日及び本公開買付届出書提出日が異なる場合には、いずれか早く到来した日とする。）の直前取引日（以下「基準取引日(TOB時)」という。）（同日を含む。）までの期間の各取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）におけるVWAPの算術平均値に100.55%を乗じた価格をいう（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）。

「TOB時経過期間割合」とは、2026年8月4日（同日を含む。）から基準取引日(TOB時)（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数（以下に定義する。）で除した割合をいう。

「期間全日数」とは、2026年8月4日（同日を含む。）から2026年11月18日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数をいう。

「TOB時残存期間割合」とは、基準取引日(TOB時)の翌取引日（同日を含む。）から2026年11月18日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数で除した割合をいう。

- (3) 2026年8月5日（同日を含む。）から行使請求日の1取引日後の日（同日を含む。）までの期間中に当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）の基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）が設定された場合、前2号の計算における①売却株式数(日興)及び②当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における各VWAPは、それぞれ次の算式により調整される。ただし、売却株式数(日興)に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。

調整後売却株式数(日興) = 調整前売却株式数(日興) × 株式分割等の比率

$$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$

- (4) 前号の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数(日興)、平均VWAP、平均VWAP(TOB時)及びVWAPの調整を行う。

- ① 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。
- ③ これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 本新株予約権の総数

1 個

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。

ただし、第6項第(2)号が適用される場合においては、その価額は1円に以下の算式によって計算される価額を加算する。

受領金額(日興)×TOB時残存期間割合

9. 本新株予約権の行使可能期間

2026年8月18日から2026年12月2日まで(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関(第17項に定める振替機関をいう。以下同じ。)が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。

11. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編当事会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
1 個
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は第8項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行
第9項乃至第12項及び第16項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

13. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第14項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第15項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第 14 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

14. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

15. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 本店営業部

16. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

17. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

18. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項及び本新株予約権と同時に割当先に対して発行される当社の第 23 回乃至第 27 回新株予約権の各発行要項並びに割当先との間で締結する予定の株式会社セブン&アイ・ホールディングス第 23 回乃至第 27 回新株予約権割当契約に定める諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に評価した結果を参考に、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 8 項記載の通りとした。

19. 1 単元の数の定め廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長 CEO 又はその指名する者に一任する。

以 上

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
第 24 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

株式会社セブン&アイ・ホールディングス第 24 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

3. 申込期間

2026 年 8 月 17 日

4. 割当日

2026 年 8 月 17 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を、SMB C 日興証券株式会社（以下「割当先」という。）に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数（以下「交付株式数」という。）は、本項第(2)号に定める場合を除き、以下の算式によって計算される株式数（計算結果が負の値となる場合には 0 株とする。）とする。ただし、本新株予約権の目的である普通株式の総数は、本項第(3)号及び第(4)号に基づき調整されるものとする。

$$\text{交付株式数} = \text{売却株式数(日興)} - \text{取得可能株式数(平均VWAP)}$$

上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「売却株式数(日興)」とは、当社が 2026 年 8 月 3 日に実施する株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による当社普通株式の買付け（以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」という。）に際して、割当先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の数（以下「全売却株式数(日興)」という。）を 5 で除した株式数（ただし 100 株未満は切捨てる。）とする。

「取得可能株式数(平均VWAP)」とは、受領金額(日興)（以下に定義する。）を平均VWAP（以下に定義する。）で除した株式数をいい、計算の結果生じる 100 株未満の端数はこれを切り上げるものとする。

「受領金額(日興)」とは、2026 年 7 月 31 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に売却株式数(日興)を乗じた金額とする。

「平均VWAP」とは、2026 年 10 月 1 日（同日を含む。）から第 13 項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」という。）の直前取引日（同日を含む。）までの期間（以下「平均VWAP算定期間」という。）における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の単純算術平均値に 100.90%を乗じた価格（円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入する。）をいう。ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日（以下に定義する。）は平均VWAP算定期間に含めないものとする。

「除外市場混乱事由発生日」とは、当社普通株式に関する取引制限（制限値幅による取引制限及びシステム障害等による取引制限を含むが、これらに限られない。）等が発生したために当該日におけるVWAPを平均VWAP又は平均VWAP(TOB時)（次号に定義する。）の算出の基礎とすべきでないと割当先から申告がなされた日をいう。

- (2) 前号の規定にかかわらず、当社普通株式に対する公開買付けの開始若しくは開始予定に係る公表がなされるか（以下、かかる公表が初めてなされた日を、「本公開買付実施公表日」という。）、又は当社普通株式に対する公開買付けに係る公開買付届出書が提出された（以下、かかる提出がなされた日を、「本公開買付届出書提出日」という。）場合であって、本新株予約権の行使請求日が本公開買付実施公表日から 4 取引日後以内の日又は本公開買付届出書提出日から 4 取引日後以内の日（ただし、当該 4 取引日のカウントに際して、当社の

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの各取引日は含めない。以下同じ。)である場合、本新株予約権に係る交付株式数は、下記①及び②に記載される算式によってそれぞれ計算される数値の合計値とする(なお、下記①及び②に記載される算式のそれぞれにおいて、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。))。

① {売却株式数(日興)－(受領金額(日興)÷平均VWAP(TOB時))}×TOB時経過期間割合(計算結果が負の値となる場合には0株とする。)

② 売却株式数(日興)×TOB時残存期間割合

上記各算式において用いられた用語は、前号に定めるもののほか、それぞれ以下に定める意味を有する。

「平均VWAP(TOB時)」とは、2026年10月1日(ただし、基準取引日(TOB時)(以下に定義する。)が2026年10月1日に先立つ場合には、2026年8月4日とする。)(同日を含む。))から、本公開買付実施公表日又は本公開買付届出書提出日(ただし、いずれについても、本項が適用される本新株予約権の行使請求日に先立つ4取引日前の日から当該行使請求日までの間に到来した日であることを要し、本公開買付実施公表日及び本公開買付届出書提出日が異なる場合には、いずれか早く到来した日とする。)の直前取引日(以下「基準取引日(TOB時)」という。)(同日を含む。))までの期間の各取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。)におけるVWAPの算術平均値に100.90%を乗じた価格をいう(円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。))。

「TOB時経過期間割合」とは、2026年10月1日(同日を含む。))から基準取引日(TOB時)(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。)の日数を、期間全日数(以下に定義する。))で除した割合をいう。ただし、基準取引日(TOB時)が2026年10月1日に先立つ場合には0とする。

「期間全日数」とは、2026年10月1日(同日を含む。))から2027年1月15日(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。)の日数をいう。

「TOB時残存期間割合」とは、基準取引日(TOB時)の翌取引日(同日を含む。))から2027年1月15日(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。)の日数を、期間全日数で除した割合をいう。ただし、基準取引日(TOB時)が2026年10月1日に先立つ場合には1とする。

- (3) 2026年8月5日(同日を含む。))から行使請求日の1取引日後の日(同日を含む。))までの期間中に当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)の基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)が設定された場合、前2号の計算における①売却株式数(日興)及び②当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における各VWAPは、それぞれ次の算式により調整される。ただし、売却株式数(日興)に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。

調整後売却株式数(日興) = 調整前売却株式数(日興) × 株式分割等の比率

$$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$

- (4) 前号の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。))と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数(日興)、平均VWAP、平均VWAP(TOB時)及びVWAPの調整を行う。

- ① 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。
- ③ これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 本新株予約権の総数

1 個

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。

ただし、第6項第(2)号が適用される場合においては、その価額は1円に以下の算式によって計算される価額を加算する。

受領金額(日興)×TOB時残存期間割合

9. 本新株予約権の行使可能期間

2026年8月18日から2027年1月28日まで(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関(第17項に定める振替機関をいう。以下同じ。)が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。

11. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編当事会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
1 個
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は第8項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行
第9項乃至第12項及び第16項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

13. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第14項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第15項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第 14 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

14. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

15. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 本店営業部

16. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

17. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

18. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項及び本新株予約権と同時に割当先に対して発行される当社の第 23 回乃至第 27 回新株予約権の各発行要項並びに割当先との間で締結する予定の株式会社セブン&アイ・ホールディングス第 23 回乃至第 27 回新株予約権割当契約に定める諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に評価した結果を参考に、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 8 項記載の通りとした。

19. 1 単元の数の定め廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長 CEO 又はその指名する者に一任する。

以 上

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
第 25 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

株式会社セブン&アイ・ホールディングス第 25 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

3. 申込期間

2026 年 8 月 17 日

4. 割当日

2026 年 8 月 17 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を、SMB C 日興証券株式会社（以下「割当先」という。）に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数（以下「交付株式数」という。）は、本項第(2)号に定める場合を除き、以下の算式によって計算される株式数（計算結果が負の値となる場合には 0 株とする。）とする。ただし、本新株予約権の目的である普通株式の総数は、本項第(3)号及び第(4)号に基づき調整されるものとする。

$$\text{交付株式数} = \text{売却株式数(日興)} - \text{取得可能株式数(平均VWAP)}$$

上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「売却株式数(日興)」とは、当社が 2026 年 8 月 3 日に実施する株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による当社普通株式の買付け（以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」という。）に際して、割当先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の数（以下「全売却株式数(日興)」という。）を 5 で除した株式数（ただし 100 株未満は切捨てる。）とする。

「取得可能株式数(平均VWAP)」とは、受領金額(日興)（以下に定義する。）を平均VWAP（以下に定義する。）で除した株式数をいい、計算の結果生じる 100 株未満の端数はこれを切り上げるものとする。

「受領金額(日興)」とは、2026 年 7 月 31 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に売却株式数(日興)を乗じた金額とする。

「平均VWAP」とは、2026 年 11 月 19 日（同日を含む。）から第 13 項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」という。）の直前取引日（同日を含む。）までの期間（以下「平均VWAP算定期間」という。）における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の単純算術平均値に 100.92%を乗じた価格（円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入する。）をいう。ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日（以下に定義する。）は平均VWAP算定期間に含めないものとする。

「除外市場混乱事由発生日」とは、当社普通株式に関する取引制限（制限値幅による取引制限及びシステム障害等による取引制限を含むが、これらに限られない。）等が発生したために当該日におけるVWAPを平均VWAP又は平均VWAP(TOB時)（次号に定義する。）の算出の基礎とすべきでないと割当先から申告がなされた日をいう。

- (2) 前号の規定にかかわらず、当社普通株式に対する公開買付けの開始若しくは開始予定に係る公表がなされるか（以下、かかる公表が初めてなされた日を、「本公開買付実施公表日」という。）、又は当社普通株式に対する公開買付けに係る公開買付届出書が提出された（以下、かかる提出がなされた日を、「本公開買付届出書提出日」という。）場合であって、本新株予約権の行使請求日が本公開買付実施公表日から 4 取引日後以内の日又は本公開買付届出書提出日から 4 取引日後以内の日（ただし、当該 4 取引日のカウントに際して、当社の

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの各取引日は含めない。以下同じ。)である場合、本新株予約権に係る交付株式数は、下記①及び②に記載される算式によってそれぞれ計算される数値の合計値とする(なお、下記①及び②に記載される算式のそれぞれにおいて、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。))。

① {売却株式数(日興)－(受領金額(日興)÷平均VWAP(TOB時))}×TOB時経過期間割合(計算結果が負の値となる場合には0株とする。)

② 売却株式数(日興)×TOB時残存期間割合

上記各算式において用いられた用語は、前号に定めるもののほか、それぞれ以下に定める意味を有する。

「平均VWAP(TOB時)」とは、2026年11月19日(ただし、基準取引日(TOB時)(以下に定義する。))が2026年11月19日に先立つ場合には、2026年8月4日とする。)(同日を含む。))から、本公開買付実施公表日又は本公開買付届出書提出日(ただし、いずれについても、本項が適用される本新株予約権の行使請求日に先立つ4取引日前の日から当該行使請求日までの間に到来した日であることを要し、本公開買付実施公表日及び本公開買付届出書提出日が異なる場合には、いずれか早く到来した日とする。))の直前取引日(以下「基準取引日(TOB時)」という。)(同日を含む。))までの期間の各取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))におけるVWAPの算術平均値に100.92%を乗じた価格をいう(円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。))。

「TOB時経過期間割合」とは、2026年11月19日(同日を含む。))から基準取引日(TOB時)(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))の日数を、期間全日数(以下に定義する。))で除した割合をいう。ただし、基準取引日(TOB時)が2026年11月19日に先立つ場合には0とする。

「期間全日数」とは、2026年11月19日(同日を含む。))から2027年3月12日(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))の日数をいう。

「TOB時残存期間割合」とは、基準取引日(TOB時)の翌取引日(同日を含む。))から2027年3月12日(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))の日数を、期間全日数で除した割合をいう。ただし、基準取引日(TOB時)が2026年11月19日に先立つ場合には1とする。

(3) 2026年8月5日(同日を含む。))から行使請求日の1取引日後の日(同日を含む。))までの期間中に当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。))の基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)が設定された場合、前2号の計算における①売却株式数(日興)及び②当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における各VWAPは、それぞれ次の算式により調整される。ただし、売却株式数(日興)に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。

調整後売却株式数(日興) = 調整前売却株式数(日興) × 株式分割等の比率

$$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$

(4) 前号の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。))と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数(日興)、平均VWAP、平均VWAP(TOB時)及びVWAPの調整を行う。

① 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。

③ これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

④ その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 本新株予約権の総数

1 個

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。

ただし、第6項第(2)号が適用される場合においては、その価額は1円に以下の算式によって計算される価額を加算する。

受領金額(日興)×TOB時残存期間割合

9. 本新株予約権の行使可能期間

2026年8月18日から2027年3月26日まで(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関(第17項に定める振替機関をいう。以下同じ。)が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。

11. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編当事会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
1 個
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は第8項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行
第9項乃至第12項及び第16項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

13. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第14項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第15項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第 14 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

14. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

15. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 本店営業部

16. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

17. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

18. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項及び本新株予約権と同時に割当先に対して発行される当社の第 23 回乃至第 27 回新株予約権の各発行要項並びに割当先との間で締結する予定の株式会社セブン&アイ・ホールディングス第 23 回乃至第 27 回新株予約権割当契約に定める諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に評価した結果を参考に、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 8 項記載の通りとした。

19. 1 単元の数の定め廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長 CEO 又はその指名する者に一任する。

以 上

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
第 26 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

株式会社セブン&アイ・ホールディングス第 26 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

3. 申込期間

2026 年 8 月 17 日

4. 割当日

2026 年 8 月 17 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を、SMB C 日興証券株式会社（以下「割当先」という。）に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数（以下「交付株式数」という。）は、本項第(2)号に定める場合を除き、以下の算式によって計算される株式数（計算結果が負の値となる場合には 0 株とする。）とする。ただし、本新株予約権の目的である普通株式の総数は、本項第(3)号及び第(4)号に基づき調整されるものとする。

$$\text{交付株式数} = \text{売却株式数(日興)} - \text{取得可能株式数(平均VWAP)}$$

上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「売却株式数(日興)」とは、当社が 2026 年 8 月 3 日に実施する株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による当社普通株式の買付け（以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」という。）に際して、割当先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の数（以下「全売却株式数(日興)」という。）を 5 で除した株式数（ただし 100 株未満は切捨てる。）とする。

「取得可能株式数(平均VWAP)」とは、受領金額(日興)（以下に定義する。）を平均VWAP（以下に定義する。）で除した株式数をいい、計算の結果生じる 100 株未満の端数はこれを切り上げるものとする。

「受領金額(日興)」とは、2026 年 7 月 31 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に売却株式数(日興)を乗じた金額とする。

「平均VWAP」とは、2027 年 1 月 18 日（同日を含む。）から第 13 項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」という。）の直前取引日（同日を含む。）までの期間（以下「平均VWAP算定期間」という。）における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の単純算術平均値に 101.18%を乗じた価格（円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入する。）をいう。ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日（以下に定義する。）は平均VWAP算定期間に含めないものとする。

「除外市場混乱事由発生日」とは、当社普通株式に関する取引制限（制限値幅による取引制限及びシステム障害等による取引制限を含むが、これらに限られない。）等が発生したために当該日におけるVWAPを平均VWAP又は平均VWAP(TOB時)（次号に定義する。）の算出の基礎とすべきでないと割当先から申告がなされた日をいう。

- (2) 前号の規定にかかわらず、当社普通株式に対する公開買付けの開始若しくは開始予定に係る公表がなされるか（以下、かかる公表が初めてなされた日を、「本公開買付実施公表日」という。）、又は当社普通株式に対する公開買付けに係る公開買付届出書が提出された（以下、かかる提出がなされた日を、「本公開買付届出書提出日」という。）場合であって、本新株予約権の行使請求日が本公開買付実施公表日から 4 取引日後以内の日又は本公開買付届出書提出日から 4 取引日後以内の日（ただし、当該 4 取引日のカウントに際して、当社の

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの各取引日は含めない。以下同じ。)である場合、本新株予約権に係る交付株式数は、下記①及び②に記載される算式によってそれぞれ計算される数値の合計値とする(なお、下記①及び②に記載される算式のそれぞれにおいて、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。))。

① {売却株式数(日興) - (受領金額(日興) ÷ 平均VWAP(TOB時))} × TOB時経過期間割合 (計算結果が負の値となる場合には0株とする。)

② 売却株式数(日興) × TOB時残存期間割合

上記各算式において用いられた用語は、前号に定めるもののほか、それぞれ以下に定める意味を有する。

「平均VWAP(TOB時)」とは、2027年1月18日(ただし、基準取引日(TOB時)(以下に定義する。)が2027年1月18日に先立つ場合には、2026年8月4日とする。)(同日を含む。))から、本公開買付実施公表日又は本公開買付届出書提出日(ただし、いずれについても、本項が適用される本新株予約権の行使請求日に先立つ4取引日前の日から当該行使請求日までの間に到来した日であることを要し、本公開買付実施公表日及び本公開買付届出書提出日が異なる場合には、いずれか早く到来した日とする。))の直前取引日(以下「基準取引日(TOB時)」という。)(同日を含む。))までの期間の各取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))におけるVWAPの算術平均値に101.18%を乗じた価格をいう(円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。))。

「TOB時経過期間割合」とは、2027年1月18日(同日を含む。))から基準取引日(TOB時)(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))の日数を、期間全日数(以下に定義する。))で除した割合をいう。ただし、基準取引日(TOB時)が2027年1月18日に先立つ場合には0とする。

「期間全日数」とは、2027年1月18日(同日を含む。))から2027年5月6日(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))の日数をいう。

「TOB時残存期間割合」とは、基準取引日(TOB時)の翌取引日(同日を含む。))から2027年5月6日(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))の日数を、期間全日数で除した割合をいう。ただし、基準取引日(TOB時)が2027年1月18日に先立つ場合には1とする。

- (3) 2026年8月5日(同日を含む。))から行使請求日の1取引日後の日(同日を含む。))までの期間中に当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。))の基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)が設定された場合、前2号の計算における①売却株式数(日興)及び②当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における各VWAPは、それぞれ次の算式により調整される。ただし、売却株式数(日興)に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。

調整後売却株式数(日興) = 調整前売却株式数(日興) × 株式分割等の比率

$$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$

- (4) 前号の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。))と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数(日興)、平均VWAP、平均VWAP(TOB時)及びVWAPの調整を行う。

- ① 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。
- ③ これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 本新株予約権の総数

1 個

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。

ただし、第6項第(2)号が適用される場合においては、その価額は1円に以下の算式によって計算される価額を加算する。

受領金額(日興)×TOB時残存期間割合

9. 本新株予約権の行使可能期間

2026年8月18日から2027年5月19日まで(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関(第17項に定める振替機関をいう。以下同じ。)が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。

11. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編当事会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
1 個
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は第8項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行
第9項乃至第12項及び第16項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

13. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第14項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第15項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第 14 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

14. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

15. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 本店営業部

16. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

17. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

18. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項及び本新株予約権と同時に割当先に対して発行される当社の第 23 回乃至第 27 回新株予約権の各発行要項並びに割当先との間で締結する予定の株式会社セブン&アイ・ホールディングス第 23 回乃至第 27 回新株予約権割当契約に定める諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に評価した結果を参考に、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 8 項記載の通りとした。

19. 1 単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長 CEO 又はその指名する者に一任する。

以 上

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
第 27 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

株式会社セブン&アイ・ホールディングス第 27 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

3. 申込期間

2026 年 8 月 17 日

4. 割当日

2026 年 8 月 17 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を、SMB C 日興証券株式会社（以下「割当先」という。）に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数（以下「交付株式数」という。）は、本項第(2)号に定める場合を除き、以下の算式によって計算される株式数（計算結果が負の値となる場合には 0 株とする。）とする。ただし、本新株予約権の目的である普通株式の総数は、本項第(3)号及び第(4)号に基づき調整されるものとする。

$$\text{交付株式数} = \text{売却株式数(日興)} - \text{取得可能株式数(平均VWAP)}$$

上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「売却株式数(日興)」とは、当社が 2026 年 8 月 3 日に実施する株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による当社普通株式の買付け（以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」という。）に際して、割当先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の数（以下「全売却株式数(日興)」という。）を 5 で除した株式数（ただし 100 株未満は切捨てる。）とする。

「取得可能株式数(平均VWAP)」とは、受領金額(日興)（以下に定義する。）を平均VWAP（以下に定義する。）で除した株式数をいい、計算の結果生じる 100 株未満の端数はこれを切り上げるものとする。

「受領金額(日興)」とは、2026 年 7 月 31 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に売却株式数(日興)を乗じた金額とする。

「平均VWAP」とは、2027 年 3 月 15 日（同日を含む。）から第 13 項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」という。）の直前取引日（同日を含む。）までの期間（以下「平均VWAP算定期間」という。）における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の単純算術平均値に 101.75 %を乗じた価格（円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入する。）をいう。ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日（以下に定義する。）は平均VWAP算定期間に含めないものとする。

「除外市場混乱事由発生日」とは、当社普通株式に関する取引制限（制限値幅による取引制限及びシステム障害等による取引制限を含むが、これらに限られない。）等が発生したために当該日におけるVWAPを平均VWAP又は平均VWAP(TOB時)（次号に定義する。）の算出の基礎とすべきでないと割当先から申告がなされた日をいう。

- (2) 前号の規定にかかわらず、当社普通株式に対する公開買付けの開始若しくは開始予定に係る公表がなされるか（以下、かかる公表が初めてなされた日を、「本公開買付実施公表日」という。）、又は当社普通株式に対する公開買付けに係る公開買付届出書が提出された（以下、かかる提出がなされた日を、「本公開買付届出書提出日」という。）場合であって、本新株予約権の行使請求日が本公開買付実施公表日から 4 取引日後以内の日又は本公開買付届出書提出日から 4 取引日後以内の日（ただし、当該 4 取引日のカウントに際して、当社の

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの各取引日は含めない。以下同じ。)である場合、本新株予約権に係る交付株式数は、下記①及び②に記載される算式によってそれぞれ計算される数値の合計値とする(なお、下記①及び②に記載される算式のそれぞれにおいて、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。))。

① {売却株式数(日興)－(受領金額(日興)÷平均VWAP(TOB時))}×TOB時経過期間割合(計算結果が負の値となる場合には0株とする。)

② 売却株式数(日興)×TOB時残存期間割合

上記各算式において用いられた用語は、前号に定めるもののほか、それぞれ以下に定める意味を有する。

「平均VWAP(TOB時)」とは、2027年3月15日(ただし、基準取引日(TOB時)(以下に定義する。)が2027年3月15日に先立つ場合には、2026年8月4日とする。)(同日を含む。))から、本公開買付実施公表日又は本公開買付届出書提出日(ただし、いずれについても、本項が適用される本新株予約権の行使請求日に先立つ4取引日前の日から当該行使請求日までの間に到来した日であることを要し、本公開買付実施公表日及び本公開買付届出書提出日が異なる場合には、いずれか早く到来した日とする。))の直前取引日(以下「基準取引日(TOB時)」という。)(同日を含む。))までの期間の各取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))におけるVWAPの算術平均値に101.75%を乗じた価格をいう(円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。))。

「TOB時経過期間割合」とは、2027年3月15日(同日を含む。))から基準取引日(TOB時)(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))の日数を、期間全日数(以下に定義する。))で除した割合をいう。ただし、基準取引日(TOB時)が2027年3月15日に先立つ場合には0とする。

「期間全日数」とは、2027年3月15日(同日を含む。))から2027年6月30日(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))の日数をいう。

「TOB時残存期間割合」とは、基準取引日(TOB時)の翌取引日(同日を含む。))から2027年6月30日(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))の日数を、期間全日数で除した割合をいう。ただし、基準取引日(TOB時)が2027年3月15日に先立つ場合には1とする。

- (3) 2026年8月5日(同日を含む。))から行使請求日の1取引日後の日(同日を含む。))までの期間中に当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。))の基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)が設定された場合、前2号の計算における①売却株式数(日興)及び②当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における各VWAPは、それぞれ次の算式により調整される。ただし、売却株式数(日興)に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。

調整後売却株式数(日興) = 調整前売却株式数(日興) × 株式分割等の比率

$$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$

- (4) 前号の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。))と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数(日興)、平均VWAP、平均VWAP(TOB時)及びVWAPの調整を行う。

- ① 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。
- ③ これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 本新株予約権の総数

1 個

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。

ただし、第6項第(2)号が適用される場合においては、その価額は1円に以下の算式によって計算される価額を加算する。

受領金額(日興)×TOB時残存期間割合

9. 本新株予約権の行使可能期間

2026年8月18日から2027年7月13日まで(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関(第17項に定める振替機関をいう。以下同じ。)が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。

11. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編当事会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
1 個
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は第8項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行
第9項乃至第12項及び第16項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

13. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第14項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第15項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第 14 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

14. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

15. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 本店営業部

16. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

17. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

18. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項及び本新株予約権と同時に割当先に対して発行される当社の第 23 回乃至第 27 回新株予約権の各発行要項並びに割当先との間で締結する予定の株式会社セブン&アイ・ホールディングス第 23 回乃至第 27 回新株予約権割当契約に定める諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に評価した結果を参考に、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 8 項記載の通りとした。

19. 1 単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長 CEO 又はその指名する者に一任する。

以 上